

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度からのお知らせ 医療費通知について

■問合せ 住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）
北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）

洞爺湖町および北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関などを受診したすべての被保険者の皆さまに送付します。

これは、医療機関の窓口で支払った自己負担分

を除いた医療費は、国民健康保険（洞爺湖町）および後期高齢者医療制度から支払われていることを理解してもらうとともに、健康管理の重要性を意識してもらうことで、医療費の適正化や被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

医療費通知を活用しましょう

- ①医療費の推移が一目で分かるため、自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ②健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- ③診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた 医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和4年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和4年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和4年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

医療費控除の申告

このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。ただし、記載のないものは、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付する必要があります。医療費控除の申告に関することは、税務署に問い合わせください。



注意事項

医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。また、自己負担額は、医療費助成などを受けている場合など、記載されている金額と実際に自身が負担された金額が異なる場合があります。このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。特に手続きなどは行う必要はありません。

発送月・対象年月

区分	発送月	診療月
国民健康保険	令和4年7月（下旬）※発送済	令和3年11月～令和4年4月
	令和5年1月（中旬）	令和4年5月～10月
後期高齢者医療制度	令和5年1月（上旬）	令和4年1月～9月
	令和5年2月（下旬）	令和4年10月～12月